

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案							現行																														
附則 第三条 副検事の俸給月額は、特別のものに限り、当分の間、第二条の規定にかかわらず、六十四万四千円とすることができる。 別表（第二条関係） <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>俸給月額</th></tr><tr><td>検事総長</td><td>一、四八六、〇〇〇円</td></tr><tr><td>次長検事</td><td>一、二二六、〇〇〇円</td></tr><tr><td>東京高等検察庁検事長</td><td>一、三二一、〇〇〇円</td></tr><tr><td>その他の検事長</td><td>一、二一六、〇〇〇円</td></tr><tr><td>一 号</td><td>一、一九一、〇〇〇円</td></tr><tr><td>二 号</td><td>一、〇四九、〇〇〇円</td></tr></table>							区分		俸給月額	検事総長	一、四八六、〇〇〇円	次長検事	一、二二六、〇〇〇円	東京高等検察庁検事長	一、三二一、〇〇〇円	その他の検事長	一、二一六、〇〇〇円	一 号	一、一九一、〇〇〇円	二 号	一、〇四九、〇〇〇円	附則 第三条 副検事の俸給月額は、特別のものに限り、当分の間、第二条の規定にかかわらず、六十三万六千円とすることができる。 別表（第二条関係） <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>俸給月額</th></tr><tr><td>検事総長</td><td>一、四七〇、〇〇〇円</td></tr><tr><td>次長検事</td><td>一、二〇三、〇〇〇円</td></tr><tr><td>東京高等検察庁検事長</td><td>一、三〇六、〇〇〇円</td></tr><tr><td>その他の検事長</td><td>一、二〇三、〇〇〇円</td></tr><tr><td>一 号</td><td>一、一七八、〇〇〇円</td></tr><tr><td>二 号</td><td>一、〇三八、〇〇〇円</td></tr></table>	区分		俸給月額	検事総長	一、四七〇、〇〇〇円	次長検事	一、二〇三、〇〇〇円	東京高等検察庁検事長	一、三〇六、〇〇〇円	その他の検事長	一、二〇三、〇〇〇円	一 号	一、一七八、〇〇〇円	二 号	一、〇三八、〇〇〇円
区分		俸給月額																																			
検事総長	一、四八六、〇〇〇円																																				
次長検事	一、二二六、〇〇〇円																																				
東京高等検察庁検事長	一、三二一、〇〇〇円																																				
その他の検事長	一、二一六、〇〇〇円																																				
一 号	一、一九一、〇〇〇円																																				
二 号	一、〇四九、〇〇〇円																																				
区分		俸給月額																																			
検事総長	一、四七〇、〇〇〇円																																				
次長検事	一、二〇三、〇〇〇円																																				
東京高等検察庁検事長	一、三〇六、〇〇〇円																																				
その他の検事長	一、二〇三、〇〇〇円																																				
一 号	一、一七八、〇〇〇円																																				
二 号	一、〇三八、〇〇〇円																																				

検

事

十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号
三〇三、三〇〇円	三一七、六〇〇円	三三〇、三〇〇円	三四九、六〇〇円	三七二、四〇〇円	三九四、九〇〇円	四二八、六〇〇円	五二六、〇〇〇円	五八四、〇〇〇円	六四四、〇〇〇円	七一六、〇〇〇円	八二九、〇〇〇円	九七九、〇〇〇円

検

事

十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号
二九一、四〇〇円	三〇七、九〇〇円	三二二、四〇〇円	三四三、八〇〇円	三六七、一〇〇円	三八九、三〇〇円	四二三、〇〇〇円	五一八、〇〇〇円	五七六、〇〇〇円	六三六、〇〇〇円	七〇八、〇〇〇円	八二〇、〇〇〇円	九六八、〇〇〇円

八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	二十号	十九号	十八号	十七号	十六号
三三〇、三〇〇円	三四九、六〇〇円	三七二、四〇〇円	三九四、九〇〇円	四二八、六〇〇円	四四六、〇〇〇円	五二六、〇〇〇円	五八四、〇〇〇円	二六三、六〇〇円	二六七、四〇〇円	二七〇、五〇〇円	二七九、一〇〇円	二九五、一〇〇円

八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	二十号	十九号	十八号	十七号	十六号
三二二、四〇〇円	三四三、八〇〇円	三六七、一〇〇円	三八九、三〇〇円	四二三、〇〇〇円	四四〇、四〇〇円	五一八、〇〇〇円	五七六、〇〇〇円	二四四、〇〇〇円	二四九、四〇〇円	二五四、八〇〇円	二六三、五〇〇円	二八二、二〇〇円

副 検 事								
十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号
二四七、一〇〇円	二五三、四〇〇円	二六三、六〇〇円	二六七、四〇〇円	二七〇、五〇〇円	二七九、一〇〇円	二九五、一〇〇円	三〇三、三〇〇円	三一七、六〇〇円

副 検 事								
十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号
二二六、五〇〇円	二三三、〇〇〇円	二四四、〇〇〇円	二四九、四〇〇円	二五四、八〇〇円	二六三、五〇〇円	二八二、二〇〇円	二九一、四〇〇円	三〇七、九〇〇円

○ 検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）（抄）（第二条関係）
 ※ 「現行」は、第一条の規定による改正（この法律の公布日から施行）後のもの

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案									
別表（第二条関係）									
区 分					検 事 総 長	次 長 検 事	東京高等検察庁検事長	そ の 他 の 検 事 長	俸 給 月 額
一 号	二 号	三 号	四 号	五 号					
一、一九一、〇〇〇円	一、〇四九、〇〇〇円	九七九、〇〇〇円	八二九、〇〇〇円	七二六、〇〇〇円					
現 行									
別表（第二条関係）									
区 分					検 事 総 長	次 長 検 事	東京高等検察庁検事長	そ の 他 の 検 事 長	俸 給 月 額
一 号	二 号	三 号	四 号	五 号					
一、一九一、〇〇〇円	一、〇四九、〇〇〇円	九七九、〇〇〇円	八二九、〇〇〇円	七二六、〇〇〇円					

検

事

十八号	十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号
二七四、五〇〇円	二八三、三〇〇円	三〇〇、一〇〇円	三〇九、〇〇〇円	三二五、三〇〇円	三三九、七〇〇円	三六六、三〇〇円	三九〇、八〇〇円	四〇九、〇〇〇円	四四三、九〇〇円	五二六、〇〇〇円	五八四、〇〇〇円	六四四、〇〇〇円

検

事

十八号	十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号
二七〇、五〇〇円	二七九、一〇〇円	二九五、一〇〇円	三〇三、三〇〇円	三一七、六〇〇円	三三〇、三〇〇円	三四九、六〇〇円	三七二、四〇〇円	三九四、九〇〇円	四二八、六〇〇円	五二六、〇〇〇円	五八四、〇〇〇円	六四四、〇〇〇円

副 検 事													
十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	二十号	十九号	
三〇〇、一〇〇円	三〇九、〇〇〇円	三二五、三〇〇円	三三九、七〇〇円	三六六、三〇〇円	三九〇、八〇〇円	四〇九、〇〇〇円	四四三、九〇〇円	四六二、〇〇〇円	五二六、〇〇〇円	五八四、〇〇〇円	二六五、三〇〇円	二六九、一〇〇円	

副 検 事													
十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	二十号	十九号	
二九五、一〇〇円	三〇三、三〇〇円	三一七、六〇〇円	三三〇、三〇〇円	三四九、六〇〇円	三七二、四〇〇円	三九四、九〇〇円	四二八、六〇〇円	四四六、〇〇〇円	五二六、〇〇〇円	五八四、〇〇〇円	二六三、六〇〇円	二六七、四〇〇円	

十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号
二四七、一〇〇円	二五五、〇〇〇円	二六五、三〇〇円	二六九、一〇〇円	二七四、五〇〇円	二八三、三〇〇円
十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号
二四七、一〇〇円	二五三、四〇〇円	二六三、六〇〇円	二六七、四〇〇円	二七〇、五〇〇円	二七九、一〇〇円